

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	9-2
法令名	商店街振興組合法	根拠条項	商店街振興組合法第 62 条第 2 項	
許認可等	定款の変更の認可			
(根拠規定)				
○商店街振興組合法 (昭和 37 年法律第 141 号)				
(商店街振興組合の地区)				
第 6 条 商店街振興組合の地区は、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む市 (特別区を含む。第十一条第二項及び第八十八条の場合を除き、以下同じ。) の区域に属する地域であつて、その大部分に商店街が形成されているものでなければならない。ただし、小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の三十人以上が近接してその事業を営む地域であつてその大部分に商店街が形成されているものが、市の区域と当該市に隣接する町村の区域にまたがる場合は、当該商店街が形成されている地域の大部分が当該市の区域に属する場合に限り、当該町村の区域にまたがる部分の地域をその地区に含むことができる。				
2 商店街振興組合の地区は、二以上の都府県の区域にまたがるものであつてはならない。				
(商店街振興組合の設立)				
第 9 条 商店街振興組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の二分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であるものでなければ、設立することができない。				
(連合会の設立)				
第 11 条 連合会は、会員たる資格を有する組合の二分の一以上が会員となるのでなければ、設立することができない。				
2 市 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。以下この項において同じ。) の区域に属する地域の全部をその地区とする連合会又は市の区域に属する地域の一部を地区とする商工会議所が設立されている場合においては、当該市の区域に属する地域のうち当該商工会議所の地区である地域の全部をその地区とする連合会は、設立することができない。				
○商店街振興組合法施行令 (昭和 37 年政令第 321 号)				
(認可の要件)				
第 1 条 商店街振興組合法 (以下「法」という。) 第三十六条第二項 (第六十二条第三項、第七十三条第四項又は附則第三条第六項において準用する場合を含む。) の政令で定める要件は、次のとおりとする。				
一 設立その他の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。				
二 事業を行うために必要な経営的基盤を有していること。				
三 申請に係る商店街振興組合又は商店街振興組合連合会 (一又は二以上の都道府県の区域を地区とするもの及び都の区に存する区域又は地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域に属する地域を地区とするものを除く。以下この条において同じ。) の地区の全部又は一部を地区の全部又は一部とする商工会議所又は商工会が設立され				

ているときは、その商店街振興組合又は商店街振興組合連合会が設立されること等により当該商工会議所又は商工会の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(許認可等の基準)

○商店街振興組合法に基づき愛媛県が行う組合の設立等の認可基準について

(平成 14 年 5 月 20 日伺定め)

1 組合の設立の認可の基準

設立の認可の基準は、法第 36 条第 2 項及び商店街振興組合法施行令（昭和 37 年政令第 321 号。以下、「施行令」という。）に規定されているが、これらの規定の運用については特に次の事項に留意するものとする。

(1) 法第 6 条において「商店街が形成されている」とは商店が近接密集して、社会通念上一つの街区を形成しているとみられるものであれば足り、必ずしもすべての商店の店舗が軒をつらねていることを必要としない。

(2) 施行令第 1 条第 1 号の「設立の手續が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討するものとする。

イ 設立同意書が組合員資格を有する者であること。（法第 8 条及び第 10 条参照）

ロ 発起人が法定数を充足し、かつ、組合員になろうとする者であること。

（法第 34 条参考）

ハ 創立総会の開催公告が適法になされていること。（法第 35 条第 1 項及び第 2 項参照）

ニ 創立総会が法定数を充足して開催され、かつ、各議案につき適法に議決されていること。

（法第 35 条第 5 項及び第 6 項参照）

(3) 施行令第 1 条第 1 号の「定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと」を審査するに当たっては、次の点を特に慎重に検討するものとする。

イ 法第 1 条の目的並びに第 4 条の基準及び原則に適合していること。

ロ 法第 13 条第 1 項又は第 19 条第 1 項に規定されている事業以外の事業を行うものでないこと。

ハ 法第 42 条に規定する定款の絶対的必要記載事項を記載してあること。

(4) 施行令第 1 条第 2 号の「事業を行うために必要な経営的基盤を有していること」を審査するに当たっては事業計画を円滑に実施するために必要な出資及び収入があるかどうかを特に慎重に検討するものとする。

(5) 施行令第 1 条第 3 号の運用に当たっては次の方針によるものとする。

イ 商店街振興組合について

（法第 88 条第 1 項により市長が所管行政庁になる場合を除く）

商工会議所等と地区が重複する場合には、次によるものとする。

(a) 設立認可申請前に商工会議所等と十分協議させるよう指導すること。

(b) 設立認可申請に当たっては、設立により商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないことを証する書類を提出させること。

(c) 人口 10 万以下の都市の場合においては、商店街振興組合の設立により、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれがあると考えられるので、設立認可の申請があったときは、商工会議所等の意見を聴いて判断するものとし、反対意見があった場合には、申請者に商工会議所等と更に意見の調整を行わせるよう指導すること。

(d) 商工会議所の組織又は、運営に支障を生ずるおそれがあるかどうかは、地区及び構成員の重複の程度、双方の構成員数、商工会議所等の会員の中の小売業者及びサービス業者とその他の事業者との比較、商工会議所等の運営状況及び運営計画等を考

慮して判断すること。

ロ 商店街振興組合連合会について

(法第 88 条第 2 項により経済産業大臣が所管行政庁になる場合を除く)

商工会議所等と地区が重複する場合（施行令第 1 条第 3 号かっこ書で除かれている場合を除く。）にはイの(a)及び(b)と同様に取り扱うとともに、商工会議所等と地区が全部又は大部分重複する場合には、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれ強いと考えられるので、イの(c)と同様に取扱うものとする。

なお、判断の基準についてはイの(d)と同様とする。

以上の項目を総合的に判断した結果、認可又は不認可を決定することとなるが、県として不認可とすることが適当であるとする事例の一部をあげれば次のとおりである。

- イ 払込済出資総額が著しく少額で、事業計画を円滑に実施しうるものと認められないとき。
- ロ 事業計画が漠然としており、組合の目的ないし趣旨が著しく分明でないとき。
- ハ 組合員の極めて一部のみが組合の事業を利用するであろうことが明瞭であり、又は発起人もしくは役員のみ利益のために組合を設立しようとするものが明瞭であって、組合は単に名目的な存在となる可能性が強いと認めるとき。
- ニ 小売市場に属する小売商業者のみで組合を構成しようとする場合又は組合員たるべき小売商業者又はサービス業者の所在地が分散しすぎていて、1つの商店街地域を形成しているとは認められないとき。

2 組合の定款変更の認可の基準

- (1) 定款変更の認可については、その内容が事務的なものである場合は特に問題はないが、組合の実態に影響を与えるもの、例えば地区、事業、組合員資格、出費 1 口の金額等を変更しようとするものである場合は特に慎重に検討するものとする。
- (2) 定款変更の認可の基準は、1に準ずるものとする。ただし、1の(5)は、地区の拡大に係る定款変更についてのみ考慮するものとする。なお、この場合にあつては、商工会議所等の組織又は運営に支障を生ずるおそれがないことを証する書類の提出は、必要ないものとする。

(その他)